

令和2年第 5回
総会
5月

白井市農業委員会会議録

令和2年5月7日 開会

令和2年5月7日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和2年5月7日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	笠 井 行 雄
会長代理	中 村 教 雄
1 番	根 本 孝 一
2 番	岩 井 聡 明
3 番	芦 田 恵 子
4 番	今 井 幹 代
5 番	福 田 孝 一
6 番	内 藤 秀 樹
7 番	宇 賀 義 則

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 齊 藤 和 博
2. 秋 谷 茂 男
5. 海 老 原 清
7. 伊 藤 治
8. 秋 本 善 久

新型コロナウイルス感染予防対策のため担当地区委員のみ出席。

傍聴者は次のとおり

議案第1号 3名

議案第2号及～議案第5号は、白井市情報公開条例第9条第1号に該当するため非公開。

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第4号 令和2年度第2次農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願について

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

6月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 5月22日金曜日
- ・事前審査会(案) 6月2日火曜日
第2班 午前9時から 本庁舎2階災害対策室2
- ・総会(案) 6月9日火曜日
午後4時00分から 本庁舎2階災害対策室1

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 皆さんこんにちは。

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、令和2年5月定例総会に御出席いただきまして、大変御苦勞さまでございます。

気温のほうも大分暖かくなりまして、これから農作業のほうも梨の摘果、田植え、野菜の収穫等、忙しくなってくると思いますが、健康には十分気をつけていただきたいと思います。

そしてまた、新型コロナウイルスに関しましては、緊急事態宣言が今月の末まで延長されたということではありますが、一日も早く終息することを願うところであります。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員が過半数に達したため、これより令和2年5月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、6番、内藤秀樹委員、7番、宇賀義則委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局の岡田です。

議案第1号につきましては、公開の議案になっております。

それでは、資料5、1ページを御覧ください。

議案第1号 平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について。

農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づき、平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画を策定したので、提出いたします。

令和2年5月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

この議案につきましては、農業委員会等に関する法律の第37条に基づきまして、農業委員会の運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、毎年度農業委員会の事務の実施状況について、インターネット、その他の情報により翌年度の6月30日までに公表しなければならないことになっているものです。

まず、最初に2ページをお開きいただきたいと思います。

まず、一番上にあります、Iの農業委員会の状況については、令和2年3月31日現在の状況です。

Iの1、農業の概要についてですが、こちらは、各表の下に米印の注釈に従い数値を入れているものでございます。

Iの2の農業委員会の現在の体制については、新制度に基づく農業委員会の委員数と農地利用最適化推進委員の数値を入れているものです。

IIの担い手への農地の利用集積・集約化については、1で現状及び課題について記載をしております。

現状については記載のとおりですが、課題といたしましては、農業従事者の減少と耕作放棄地の増加が課題であり、耕作放棄地解消を担い手等に集積をお願いし、優良農地については、営農意欲の高い農業者へ集積を進めたいとしています。

2は、平成31年度の目標と実績で、目標を50ヘクタールとしていましたが、平成31年度末の実績は、9.7ヘクタールでございました。

そのうち、新規の集積といたしましては、5.7ヘクタールとなっております。

この集積目標の50ヘクタールにつきましては、千葉県が担い手への農地利用集積目標として、農地面積に占める担い手の利用面積の割合を約50%としていることから、当市におきましても、同様の割合を目標としまして、平成29年度から1年当たりの集積目標を50ヘクタールとしているものです。

3では、目標の達成に向けた活動として、活動計画と活動実績を記載しています。

そちらについては、新規就農者や農業後継者へ利用集積を行うため、農地利用最適化推進委員と事務局で農地所有者へ交渉を行っているところでございます。

4の目標及び活動に対する評価については、記載のとおりでございます。

続きまして、4ページのⅢ、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進では、1で現状と課題を記載しております。

平成28年度から平成30年度までの3カ年の新規参入者及び新規参入者が取得した面積を記載しております。

課題といたしましては、新規就農者の確保が、今後の課題であることを記載しています。

2につきましては、平成31年度の目標及び実績を記載しており、目標は1経営体としていましたが、実績では2経営体となり、目標を達成したところです。

面積につきましても、目標を達成しております。

3は目標の達成に向けた活動を記載しており、活動計画では、作付していない農地で、貸与が可能な農地の把握に努めることを計画に掲げ、実績としましては、農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局、産業振興課職員により10月から11月にかけて農地の利用状況調査を実施したことを記載しております。

4の目標及び活動に対する評価は、記載のとおりでございます。

続きまして、5ページ、Ⅳ、遊休農地に関する措置に関する評価についてですが、1の現状と課題では、平成31年3月現在の農地面積と遊休農地面積を記載しており、課題といたしましては、農業者の高齢化と後継者不足のため、遊休農地が進んでいることを記載しております。

2は、平成31年度の目標及び実績を記載しているもので、解消目標を2ヘクタールとしたところですが、実績はマイナス4.5ヘクタールで、遊休農地が増加をしているという結果になりました。

3につきましては、2の目標の達成に向けた活動として、農地の利用状況調査と利用意向調査の計画と実績を記載しております。

4の目標及び活動に対する評価は、記載のとおりでございます。

次に、6ページのⅤ、違反転用への適正な対応についてですが、1の現状及び課題は記載のとおりでございます。

課題といたしましては、違反転用がないよう、随時パトロールを実施できる体制づくりとしております。

2の平成31年度実績につきましては、平成31年度中は違反転用はありませんでしたので、増減はこれまでの違反転用面積の数字となります。

続きまして、3の活動計画・実績及び評価は、記載のとおりでございます。

次に、7ページから8ページにかけてですが、VI、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検としまして、昨年度1年間の農業委員会の事務の内容となっております。1は農地法第3条に基づく許可として、許可件数が10件、2は農地転用に関する事務として12件、農地所有適格法人からの報告状況と情報の提供等について記載をしております。

次に、9ページのVIIを御覧ください。

地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容については、記載のとおりでございます。

VIIIの事務の実施状況の公表等は、総会の議事録の公表はホームページで公表していること、そして農地等利用最適化推進施策の改善についての意見提出はなかったこと、活動計画の点検・評価はホームページで公表していることを記載しております。

次に、10ページから12ページまでは、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてでございます。

Iの農業委員会の状況は、令和2年4月1日現在の内容となっておりますが、農家・農地等の概要は、2ページで御説明いたしました平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と同じ数値となっております。

11ページ、IIの担い手への農地の利用集積・集約化及びIIIの新たな農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、平成31年度の計画と実績に基づき、数値を更新し、計画を立てたところでございます。

12ページ、IVの遊休農地に関する措置及び5の違反転用への適正な対応につきましては、平成31年度の計画と実績に基づき、数値を更新し、計画を立てたところでございます。

以上で、事務局からの説明を終わりにいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

本案件につきましては、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

これより質疑に入らせていただきます。

質疑のある方は挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、採決を行います。

承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、承認することに可決します。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、御説明いたします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和2年5月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

それでは、1番を御覧ください。

まず、平塚字海老内173番2。

地目（現況）、共に田でございます。

地積は1,071平方メートル。

権利者は白井市平塚 番地、〇〇〇〇。

経営面積は107アール。

義務者は白井市平塚 番地、〇〇〇〇となっております。

事由につきましては、所有権移転ということで交換でございます。

2番。

平塚字海老内174番2。

地目（現況）、共に田でございます。

地積は1,170平方メートル。

権利者は白井市平塚 番地、〇〇〇〇です。

経営面積は336アール。

義務者については、白井市平塚 番地、〇〇〇〇となっております。

事由につきましては、所有権移転の交換ということで、1番と2番で交換を行うというような内容でございます。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。
福田孝一委員、お願いします。

福田孝一委員

平塚班長の福田です。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る調査報告を行います。

事務局から、今ありましたように、1番と2番は関連しているので、一括して報告いたします。

事前審査当日では、権利者及び義務者である〇〇〇〇さんと、同じく権利者であり義務者の〇〇〇〇さんの代理人、〇〇〇〇さんが出席しました。

申請地は市役所から北東へ約5キロメートルに位置しています。

現況は137番の2、田として申請していますが、ビニールハウスが建てられ、中で野菜が作られていました。

174番の2は、ロータリーがかけられ、田として、きれいに耕作されていました。

今回の申請目的は、この二つの申請地の所有権移転、交換することです。

面積は1,071平方メートル、1,170平方メートルで、ほぼ同じです。

交換の理由は、〇〇さんの田である173番の2は、かなり昔から〇〇さんに貸していたそうです。

〇〇〇〇さんも〇〇〇〇さんもそれを知らなかったのですが、最近になって知り、海老原さんが返すに当たって、ビニールハウスを建ててしまっているのが、双方の話し合いにより、ほぼ同じ面積である174番の2の田を代わりに〇〇さんへということになりました。

〇〇さんとしても、稲作を行っているのが、そのほうが良いということです。
許可後は、〇〇〇〇さんは稲作を行い、〇〇〇〇さんは、そのままハウスで野菜を耕作するとのことでした。

以上のことから、本案については何ら問題ないと判断しました。

以上で、報告を終わりにします。

笠井会長

ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より、審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

最適化推進委員の海老原 清委員、お願いします。

海老原清委員

最適化推進委員の海老原です。

〇〇さんにつきましては、先ほど御説明ありましたとおり、おじいさんの代に貸したらしいのですけれども、そのときから〇〇さんは自分のところじゃないと思っていたらしいのですけれども、このたび市役所のほうから連絡がありまして、173番の2は〇〇さんのところだということなので、そのとき初めて自分で気づいたというか、分かったそうなので、自分は田んぼと梨を主に経営しているので、ハウスを返しても

らってもしようがないということなので、交換という形を採りました。

〇〇さんのほうは、おばあさんの〇〇さんと〇〇さん、2人で耕作を行っていて、田んぼの機械もないので、田んぼは〇〇さんに渡して交換したいということです。以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、1番、2番、関連がありますので、一括して採決を行います。

許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに可決します。

議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、14ページ、議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和2年5月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

まず、1番です。

富士字南園になっております。

地番は、235番1の一部となっております。

地目（現況）、共に畑となっております。

地積は1,545平方メートルのうち、241.82平方メートルとなっております。

権利者は白井市西白井 丁目 番地 、〇〇〇〇、もう一人おりました、白井市富士 番地、〇〇〇〇となっております。

義務者につきましては、白井市富士 番地、〇〇〇〇となっております。

申請事由は、転用を伴う所有権移転ということで、この案件は分家住宅となっております。

説明は以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。
福田孝一委員、お願いします。

福田孝一委員 班長の福田です。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る調査報告を行います。

事前審査当日では、権利者の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの代理人、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん、義務者の〇〇〇〇さん本人、合わせて3名が出席しました。

申請地は、市役所から南西へ約4キロメートルに位置しています。

農地区分としては、第二種として判断いたしました。

現状は、過去に植木屋として活用していた跡が残っていますが、壊れたビニールハウスと、数本の植木が残っている状態です。

転用目的は、渋谷さんのお孫さんに当たる〇〇〇〇さん御家族の住宅を建てるということです。

〇〇さんは、現在アパートを借りて住んでいますが、手狭になり、〇〇さんが土地を提供して住宅を建てるということです。

申請地は、道路より少し低くなっているため、道路と同じ高さに盛土をし、その上に住宅を建てるそうです。

周りの残った土地は、畑として活用し、野菜を耕作するとのこと。
進入路は確保されています。

また、周りは〇〇さんの土地なので、周囲の地主さんたちに迷惑がかかることはないと思います。

以上のことから、本案件は何ら問題ないと判断いたしました。

以上で、報告を終わりにします。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より、審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

最適化推進委員の伊藤 治委員、お願いします。

伊藤 治委員 富士地区担当推進委員の伊藤です。

義務者の〇〇さん、権利者の〇〇夫妻、代理人の〇〇の〇〇さんから、お話を伺いました。

この案件は、〇〇〇〇さん、〇〇さんが結婚を機に新居を求める上で、〇〇さんの祖父である〇〇〇〇さんに相談をしたところ、当地が好条件なので申請に至ったとのこと。

認可された場合、〇〇さん名義の借入金で当地を購入し、お二人名義の所有になり、そのことに関しては、〇〇さんも承知しております。

また、建築完了次第、速やかに入居されるとお伺いしました。
以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号農地法第5条の規定による転用許可申請について、採決を行います。

許可相当意見を付して、県に進達することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、許可相当意見を付して、県に進達することに可決します。

議案第4号 令和2年度第2次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号を御覧ください。

議案第4号 令和2年度第2次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により別紙のとおり令和2年度第2次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

令和2年5月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

16ページにつきましては、市長から農業委員会宛ての協議文となっております。

それでは、17ページを御覧いただきたいと思っております。

まず、1番から御説明いたします。

利用権を設定する農用地ですが、木字野口下866番。

地目は畑となっております

利用権設定面積は1,813平メートルです。

次に、設定する利用権でございます。

種類は賃貸借権。

内容は畑となっております。

期間につきましては3年で、賃料は2万円となっております。

支払方法は直接持参ということになっております。

続いて、利用権を設定する者について、御説明いたします。

住所は白井市根 番地、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者につきましては、白井市木 番地、〇〇〇〇。

経営面積につきましては、462アールでございます。

備考ですが、これは継続となっております。

続いて、2番でございます。

利用権を設定する農用地といたしまして、復字城際1325番5。

地目は畑でございます。

利用権の設定面積は、1,058平方メートルとなっております。

設定する利用権につきましては、賃貸借権でございます。

内容につきましては、普通畑。

期間は5年。

賃料につきましては、1万5,000円となっております。

支払方法は直接持参となっております。

次に、利用権を設定する者につきましては、白井市復 番地、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者としましては、白井市復 番地、〇〇〇〇。

経営面積は228アール。

備考については、継続となっております。

次に、3番。

利用権を設定する農用地としましては、根字下郷谷35番1、それから35番2-2の
二筆となっております。

地目は畑です。

利用権の設定面積は、合計で3,445平方メートルです。

設定する利用権につきましては賃貸借権で、内容は普通畑となっております。

期間は1年。

賃料につきましては、1万円となっております。

支払方法は直接持参となっております。

利用権を設定する者としましては、船橋市小室町 番地、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者は、白井市根 番地 、〇〇〇〇です。

経営面積は72アールで、備考につきましては新規となっております。

続いて、4番。

利用権を設定する農用地につきましては、神々廻字河原子115番1、外5筆となっ
ております。

地目につきましては、田でございます。

利用権の設定面積は、合計で1421.93平方メートルです。
設定する利用権につきましては賃貸借権、内容につきましては田となっております。
期間は5年で、賃料は1万4,219円となっております。
支払方法は直接持参です。

利用権を設定する者につきましては、流山市江戸川台東 番地、〇〇〇〇となっております。

利用権の設定を受ける者としたしましては、白井市神々廻 番地、〇〇〇〇。
経営面積は50アールです。
備考につきましては、新規となっております。

説明は以上です

笠井会長 ありがとうございます。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

3番、4番については新規ですので、地区担当員の補足説明がございます。

3番について、最適化推進委員の秋本善久委員、お願いします。

秋本善久委員 白井・復地区担当の秋本です。

初めに、利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇さん、利用権を設定する者、〇〇〇〇さん。

〇〇〇〇さんが、この根の下郷谷の35番地の1と35番の2-2の隣に、現在、新規就農者をやっております、梨園を営んでいる土地でございます。

少し話長くなりますけれども、実は新規就農者のサポートということで、農業委員の芦田さんや自分や農協さんとか、あと市の農政ですか、何人かでサポートしてまして、今年の2月に、毎年、年間何回かサポートということで、現地で話などをしております。

その中で、隣が遊休地といいますか、耕作放棄地といいますか、雑草で結構、木はまだ生えていなかったのですけれども、すぐ梨を作っている隣がそういう状態だったので、梨屋さんなどから、隣を借りたらどうか、そうすれば虫の発生とかが少なくなるのじゃないかということで、そういう話が出ました。

今年、そういったところで、事務局のほうに〇〇〇〇さんから話が出まして、それで私が小室の〇〇さんに連絡をして、こういう方が借りたいのだけれどもということで、そこから話が始まりました。

結論としましては、今年からということなので、期間ということでは1年になっていきますけれども、今年も1年ですけれども、次年度からは5年以上で進んでいるという話を伺っています。

現状の土地は、先ほども申し上げましたとおり、草地になっていまして、虫がたく

さん出ても不思議じゃないような状態であります。

そんなことで、隣がきれいになれば、新規就農でやっている〇〇さんのほうも、また張り合いが出てくるのかなと、そんな現状でございます。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

4番について、最適化推進委員の齋藤和博委員、お願いします。

齋藤和博委員 推進委員の齋藤です。

4番目の利用権の設定を受ける者、〇〇さんとお話をした中で、去年、ちょっと忘れたのですけれども、新規就農ということで、〇〇〇〇さんの次男の方です。

今現在、この田んぼの隣で借りて、前回かかっていると思うのですけれども、ここでヒマワリを作って、種を取って油を搾っているということです。

それで、たまたま隣が空いているということで、そこを借りて、またヒマワリで油を取って販売するというところでございます。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

宇賀委員。

宇賀義則委員 農業委員の宇賀です。

3番についてですが、3番のこの〇〇さん案件ですが、借りて草の対策をされるということで、耕作自体は予定されていないのですか。

笠井会長 秋本委員。

秋本善久委員 耕作については、〇〇さんのほうから、果樹関係は云々というのがあったので、ほかのものという部分で現在考えているそうです。

宇賀義則委員 ありがとうございます。

笠井会長 よろしいですか。

ほかにもございますでしょうか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第4号令和2年度第2次農用地利用集積計画の決定について、一括して採決を行います。

承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第4号 令和2年度第2次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決します。

議案第5号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願
についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第5号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者につ
いての証明願について。

下記のとおり、生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明
願がありましたので提出いたします。

令和2年5月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番を御覧ください。

河原子字元天神356番3、地目（現況）、共に畑となっております。

地積は2,482平方メートル。

申請人は、白井市名内 番地、〇〇〇〇となっております。

申請事由は、生産緑地解除申請のためとなっております。

説明は以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

本案件につきましては、事前審査会の対象外ですので、審査班長の報告はございま
せん。

地区担当委員の補足説明がございます。

最適化推進委員の秋谷茂男委員、お願いします。

秋谷茂男委員 推進委員の秋谷です。

先日、〇〇〇〇さん本人と申請代理人の〇〇〇〇さんに話を聞きました。

山崎さんは診断書も出ているとおり、糖尿病と脳腫瘍の手術後がありまして、農業
ができないとのこと。お孫さんも娘さんも農業をやらないというところなので、この
まま生産緑地として置くのもどうかということを考えて、今回この申請に当たったそ
うです。

それで、〇〇〇〇さんに相談して、いろいろアドバイスをもらって、〇〇〇〇さん
に申請をお願いしたそうです。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

地区担当委員の補足説明が終わりました。

次に、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第5号

生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願について、採決を行います。

承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第5号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願について、承認することに可決します。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、報告第1号 専決処分について、御説明いたします。

下記のとおり白井市農業委員会事務局規定第6条第6号及び第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和2年5月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

資料の20ページから22ページを御覧いただきたいと思います。

まず、①になりますが、農地法第3条の3第1項の規定による届出が2件となっております。

続いて、23ページを御覧ください。

23ページは、これは農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出ということで、2件となっております。

報告事項は以上でございます。

次に、表紙の次第のところ、(2)のその他についてでございますが、6月の事前審査会、総会の日程について、お話をさせていただきます。

まず、申請受付の締切りが5月22日金曜日。

事前審査会につきましては、6月2日の火曜日といたします。

担当は第2班、時間が午前9時から、場所はこちら2階の災害対策室の2の部屋で行いたいと思います。

総会につきましては、6月9日の火曜日ということでお願いしたいと思います。

報告は以上でございます。

笠井会長 それでは、本日の議案については全て終わりました。

長時間にわたり、慎重なる審議を賜りありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人